

両響会 2009年度総会

議事次第

2009年5月30日(土)

総会

1, 開会挨拶

両響会会長：早川 正昭氏

2, 会計報告

3, 規約説明

3, 現役の活動状況報告

4, 淡交フィルハーモニー管弦楽団よりお知らせ

淡交フィルハーモニー管弦楽団団長：軽部 信雄氏

5, 今後の活動について

6, 質疑

7, 閉会挨拶

懇親会

1, 来賓挨拶

淡交フィルを後援する会会長：長谷川 澄雄氏

2, 新卒業生挨拶

3, 乾杯

4, 歓談

5, 締め

出席者一覧

回	氏名	旧氏名	楽器
49	似鳥	健彦	Ob
49	早川	正昭	Cond-Vc
55	木尾	信子	Vo-Vn
55	保坂	崇	Ob
55	真篠	宏明	Vn
57	秋山	秀海	Cl
57	大野	政治	Va-Vn
57	桜田	武	Vn
64	軽部	信雄	Vc
69	清水	伸行	Perc
81	岡	伸太郎	Vc
93	植木	紀之	Ob
94	安間	憲一	Cb
96	塚本	直司	Va
98	塚本	夏世	Vc
98	蒔田	梢	Vn
98	向	賢一	Tb
101	影山	英将	Vn
106	伊崎	彩	Cl-Fg

ご来賓

長谷川 澄雄 様 淡交フィルを後援する会

事前にご連絡いただいた方を記載しています。

両響会規約

2009.5.30

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は両響会と称する。

(目的)

第2条 本会は、両国高等学校音楽部及び管弦楽部の卒業生(以下「OB」という)相互の親睦交流を図るとともに、現役の両国高等学校・附属中学校管弦楽部(以下「現役」という)を支援することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、OBの親睦交流を深めるための連絡調整
- 二、OB名簿の管理
- 三、現役への技術指導及び指導者の斡旋
- 四、現役への楽器貸し出し及び楽器調整修理の支援
- 五、自主運営組織「淡交フィルハーモニー管弦楽団」、OB、現役三者の連絡調整

第2章 会員

(構成)

第4条 本会は、次の会員から構成される。

会員 すべてのOB

正会員 年会費を納入したOB

特別会員 本会が特に認めた関係者

- 二、正会員と特別会員は、本会の議事に参与することができる。

(会費)

第5条 正会員および特別会員は、別に定める年会費を納入しなければならない。(以下削除)

第3章 役員

(定数)

第6条 本会に次の役員を置く。

幹事 9名以内

会計監査 1名

二、幹事のうち、1名を会長とし、副会長を2名置くことができる。

(選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

二、会長及び副会長は、幹事の互選とする。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

二、副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

三、幹事は、幹事会を構成し、この規約及び総会又は幹事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

四、会計監査は、幹事の業務執行状況及び本会の財産状況を監査する。

(任期)

第9条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

二、補欠のため就任した役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。

第4章 総会

(総会)

第10条 総会は、毎年1回開催する。

二、幹事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、幹事をもって構成する。

(幹事会の議決事項)

第12条 幹事会は、次の事項を議決する。

一、総会に付議すべき事項

二、総会の議決した事項の執行に関する事項

三、その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第5章 会計

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第14条 本会の財産は、年会費、寄付金、その他の収入をもって構成する。

(事業計画及び予算)

第15条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、幹事会の議決を経て総会に諮ることとする。

付則

- 1、この規約は、本会の成立の日から施行する。
- 2、本会の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会長	早川 正昭(49回)
副会長	千歳 壽一(49回)
副会長	秋山 秀海(57回)
幹事	軽部 信雄(64回)
幹事(会計担当)	岡 伸太郎(81回)
会計監査	向 賢一(98回)

- 3、本会の設立当初の年会費及び寄付金は、次に掲げる額とする。

年会費	3,000円
寄付金	1口(1,000円)以上